

第3項先進医療（高度医療）の削除について

番号	12
高度医療名	胎児胸腔・羊水腔シャントチューブ留置術
適応症	原発性胎児胸水又は肺分画症による続発性胎児胸水（胎児水腫又は羊水過多であって、胸腔穿刺後に速やかな胸水の再貯蓄が認められるもの（妊娠二十週以上三十四週未満のものに限る。）に限る。）
承認状況	未承認医療機器
削除年月日	平成24年7月1日
削除理由	平成23年12月20日付にて、対象となる医療機器（製品名：胎児シャント）が薬事承認を取得し、平成24年7月1日付にて保険収載されるため。
医療機器情報	・胎児胸水排出用シャント（製品名：胎児シャント）八光社
申請医療機関	東京都 国立成育医療センター
協力医療機関	茨城県 筑波大学附属病院 神奈川県 神奈川県立こども医療センター 大阪府 国立循環器病センター 静岡県 聖隷浜松病院 山口県 山口大学医学部附属病院 岐阜県 長良医療センター